

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会 議事録

■日時 令和5年11月28日（火曜日）午前10時00分～午前10時28分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、奥第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、飯泉委員、日下委員、玄委員、小林委員、高橋委員、堤委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、宗方委員、保高委員、横田委員、渡部委員、渡邊委員

■議事内容

1 答 申

「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、【生物・生態系】、【景観】、【史跡・文化財】及び【廃棄物】の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、【大気汚染、騒音・振動共通】、【生物・生態系】、【景観】及び【自然との触れ合い活動の場】の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (11 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	成木開発株式会社 拡張事業（工事の施行中その3）	令和5年10月5日
	東京都市計画道路放射第5号線（杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間）建設事業（工事の完了後その1）	令和5年10月13日
	（仮称）新ごみ焼却施設整備事業（工事の施行中その1）	令和5年10月23日
2 変 更 届	（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業	令和5年10月17日
3 着 工 届 （事後調査計画書）	（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業	令和5年10月18日

令和5年度
「東京都環境影響評価審議会」
第9回総会
速記録

令和5年11月28日（火）
Webによるオンライン会議

(午前 10時00分 開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の進行は、アセスメント担当課長の椿野が務めます。よろしくお願いたします。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち、17名¹の出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより令和5年度第9回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 分かりました。皆さんおはようございます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴人、入場されました。

○柳会長 ただいまから、令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申2件、受理報告を受けることといたします。

それでは、次第1「(仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件は、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、第一部会長の奥委員から報告を受けることといたします。

それでは、奥委員、よろしくお願いたします

○奥第一部会長 分かりました。それでは、資料1を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読をしてください。

○椿野アセスメント担当課長 それでは事務局からの朗読させていただきます。資料1を御覧ください。

令和5年11月28日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

¹ 途中1名出席し、18名となった。

「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙を御覧ください。

第1 審議経過

本会議では、令和5年9月11日に、「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては画面を御覧ください。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に関わる周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【生物・生態系】

計画地周辺には小石川後樂園が存在しており、計画地からの離隔距離を踏まえた小石川後樂園の植物・植生に影響を及ぼすおそれについて、客観的に示されていないことから、必要に応じて、予測・評価の項目として生物・生態系の選定を検討すること。

【景観】

小石川後樂園からの眺望景観の予測・評価に当たっては、園路上の複数の地点からの視認性を調査し、回遊景観全体に対する影響について予測・評価を行うこと。また、調査時期には冬期の落葉期を含めること。

【史跡・文化財】

計画地内及びその周辺は、埋蔵文化財包蔵地として登録されており、「後楽一・二丁目遺跡」が包蔵されている可能性が高いこと、また、史跡江戸城外堀跡に隣接すること、周辺に中世の遺跡が多く見つかっていることから、調査にあたっては、隣接する西及び東地区の開発時の状況や、周辺での埋蔵文化財発掘調査報告書等の既存資料を精査するとともに、関係教育機関等と早期に協議を行った上で、それらの調査結果に基づき、予測・評価

を行うこと。

【廃棄物】

計画地には、石綿含有建材が使用されている建物が存在する可能性があることに留意し、事前調査において、石綿及び石綿含有建材の使用が確認された場合には、その使用状況について明らかにした上で予測事項とし、保管方法及び運搬方法についても記載すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上になります。

○奥第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について、御報告いたします。

本調査計画書は、令和5年9月11日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

本事業は、JR飯田橋駅の北側に面する、約2.7haの敷地に、住宅、事務所、店舗等からなる建物を建築する計画で、高さは約170mとなっております。

対象事業の種類は「高層建築物の設置」でございます。

次に答申案の内容について、御説明いたします。

まず、【生物・生態系】の意見ですけれども、計画地周辺には、小石川後樂園が存在しており、その距離は計画地中心から約400mとなっております。その離隔距離を踏まえ、本事業が小石川後樂園の植物・植生に影響を及ぼすおそれについては、客観的に示されておりません。そのため、必要に応じ、予測・評価の項目として生物・生態系の選定の検討を求めるものでございます。

次に、【景観】についての意見ですが、眺望景観の調査地点は、景観に影響を及ぼすと予想される範囲内で、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所が選定されています。しかし、小石川後樂園については、調査地点として選定はされているものの、回遊式庭園となっていることから、園路上の複数地点からの予測・評価を求めるとともに、調査時期については、落葉期を含めることを求めるものでございます。

次に、【史跡・文化財】の意見ですが、計画地及びその周辺は「後楽一・二丁目遺跡」が包蔵されている可能性が高い場所であるとともに、「史跡江戸城外堀跡」にも隣接しております。そのため、調査に当たっては、既に開発が行われた西地区や東地区の状況の確

認等を行っていただくことや、区の教育委員会をはじめとした関係者に対して、事前に十分な確認を行った上で、予測・評価を求めるものでございます。

次に、【廃棄物】の意見ですが、計画地には、築年数の長い建築物が多く存在しております。そのため、解体前の事前調査において、石綿や石綿含有建材の使用が確認された場合には、評価書案で使用状況を明らかにしていただくとともに、予測事項として対応していただくことを求めるものでございます。また、それらの保管方法や運搬方法についても、併せて記載していただくことを求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

(なし)

○柳会長 それでは、特段御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 それではそのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、答申書を読み上げさせていただきます。

5 東環審第32号

令和5年11月28日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「(仮称)後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書の答申について

令和5年9月11日付5環総政第341号(諮問第551号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読しました案文と同じでございます。

以上になります。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは続いて、「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線(国立市谷保～富士

見台四丁目間) 建設事業」環境影響調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件は、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、第二部会長の宮越委員から報告を受けることといたします。

それでは宮越委員、どうぞよろしく願いいたします。

○宮越第二部会長 では、御報告させていただきます。まず資料2を御覧ください。

初めに部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、事務局から朗読させていただきます。資料2を御覧ください。

令和5年11月28日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮越 昭暢

「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線(国立市谷保～富士見台四丁目間)建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりである。

別紙を御覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和5年9月15日に「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線(国立市谷保～富士見台四丁目間)建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については画面及び資料を御確認ください。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たって、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に関わる都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動共通】

1 計画道路の供用地点及び道路ネットワークの整備が完了した時点の将来交通量につ

いては、大気汚染及び騒音・振動の予測の基礎となることから、計画地周辺の現況の交通量を適切に把握した上で、将来の道路ネットワーク図等を明らかにし、将来交通量の算出過程を環境影響評価書案において分かりやすく記載すること。

2 工事用車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動については、工事用車両は1時間当たり数台程度であり、短時間に特定の場所に集中しないような施工計画を実施することから、予測の対象としていない。しかし、本事業区間周辺には、住宅、学校及び保育園等があり、工事用車両の走行による地域への影響が懸念されることから、そのルートを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価を行うこと。

【生物・生態系】

本事業では、矢川との交差部に橋梁を整備する計画であるが、具体的な構造、規模及び施工方法等が不明確であることから、生物・生態系に配慮した整備計画を検討した上で、これらを示し、矢川とその周辺における生物・生態系の変化の内容及び影響の程度が明らかになるよう適切に予測・評価を行うこと。

【景観】

代表的な眺望地点について、主に近景域を設定するとしているが、その地点が具体的に示されていない。このため、関係地域の景観に関する計画等を踏まえ、矢川やその周辺の景観構成要素の改変の程度が把握できる箇所など、地域の特性を考慮した地点及び時期を適切に選定し、予測・評価を行うこと。

【自然との触れ合い活動の場】

計画道路は複数の散策コースと交差し、自然との触れ合い活動の場を分断することから、工事の施行中及び完了後における地域住民の利用経路に与える影響、自然との触れ合い活動の場の機能の変化の程度を、環境影響評価書案において図などを用いて具体的に明らかにし、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上になります。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和5年9月15日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されまし

た。

本事業は、国立市と府中市の市境に位置する国立市泉一丁目を起点として、国立市と立川市との市境に位置する国立市富士見台四丁目を終点とする、延長約2.3kmの都市計画道路である、「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線」のうち、国立市谷保を起点とし国立市富士見町四丁目を終点とする延長約0.5kmの区間において往復4車線の道路を整備するものです。

対象事業の種類は「道路の新設」です。

次に答申案の内容について、御説明します。

最初に【大気汚染、騒音・振動 共通】の意見ですが、将来交通量については、大気汚染及び騒音・振動の予測の基礎となりますが、道路交通センサスにおいては、推定に十分な調査地点が計画道路周辺にないことから、計画地周辺の現況交通量を適切に把握していただき、将来交通量の算出過程を環境影響評価書案において分かりやすく記載することを求めるものです。

また、工事用車両の走行に伴う大気汚染、道路交通騒音・振動については、工事用車両の増加割合が少ないため、予測の対象としておりませんが、周辺には、住宅、学校、保育園等があり、工事用車両の走行による地域への影響が懸念されることから、そのルートを明らかにしていただき、必要に応じて予測・評価を行うことを求めるものです。

次に【生物・生態系】の意見ですが、本事業で交差する矢川は立川段丘崖下からの湧水を主な水源とする長さ約1.5kmの小河川であり、水源地は緑地保全地域として保全されています。本事業では、矢川との交差部に橋梁を建設する計画ですが、その具体的な構造等が不明確であることから、生物・生態系に配慮した整備計画を検討していただき、可能な限り橋梁の具体的な構造や、工事の施行方法を示した上で適切な予測・評価を求めるものです。

次に【景観】の意見ですが、計画地の中では、代表的な眺望地点として近景域を設定することが明記されていますが、具体的な地点は示されていません。この地域には矢川やその周辺の屋敷林など貴重な景観資源があることから、地域の特性を考慮した上で、適切に地点及び時期を選定して、予測・評価を行うことを求めるものです。

次に【自然との触れ合い活動の場】の意見ですが、計画道路は複数の散策コースと交差し、自然との触れ合い活動の場を分断する計画となっておりますので、環境影響評価書案において、工事の施行中の利用経路に与える影響や工事完了後の機能の変化の程度等を、

図などを用いて具体的に示していただき、予測・評価を行うことを求めるものです。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

(なし)

○柳会長 それでは、特段御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○柳会長 ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○椿野アセスメント担当課長 それでは、答申書を読み上げさせていただきます。

5 東環審第33号

令和5年11月28日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」環境影響評価調査計画書の答申について

令和5年9月15日付5環総政第355号（諮問第552号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。お手元の資料3を御覧ください。

11月の受理報告は、事後調査報告書3件、変更届1件、着工届（事後調査計画書）1件を受理しております。区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

なお、10月受理報告に関わる助言事項・事業者回答はなしとなっております。

11月の受理報告に係る助言事項一覧につきましては、資料の12ページで御説明させていただきます。資料12ページを御覧ください。

資料12ページ、事業名、成木開発株式会社 拡張事業（工事の施行中その3）、騒音・振動に係る内容です。

助言事項としまして、調査結果に特段の問題はないと思います。ただ、発破騒音に関して1点だけ指摘させていただきます。調査地点における発破騒音の L_{AMAX} は十分に小さいのですが、一方で家屋が揺れるとの苦情が1件あります。今後も家屋の揺れに関する苦情が出る場合には、 L_{AMAX} だけでなく、1/3オクターブバンドレベルも測定して、家屋の揺れが生じる可能性を検証するとよいと思います（低周波音が影響している可能性を考慮）。という形で高橋委員から助言をいただいております。

以上でございます。

○柳会長 それでは、11月の受理報告案件について、助言をされました委員の方のコメントなどをお願いいたします。

それでは高橋委員、よろしくお願いいたします。

○高橋委員 この変更届に関する助言なのですが、調査結果自体には、騒音に関しても振動に関してもレベルは十分小さいので問題はないと思ったのですが、一つだけ苦情として、家屋が揺れるという苦情が1件あったのがちょっと気になって、この助言をさせていただきました。家屋が揺れるといっても、多分、家全体が揺れるということはおそらくないので、窓ガラスがガタガタ、がたつくとか、そういう建具ががたつくことだとは思いますが、その場合、ここで測定値としては L_{AMAX} を測定していますが、 L_{AMAX} では家屋、建具の揺れなどの関係をちゃんと検証することができないので、もし今後もこういう家屋の揺れに関する苦情が出る場合には、この L_{AMAX} に加えて、 L_{AMAX} 自体を騒音の評価をする場合には、常に測定する必要があるのですが、それに加えて、低周波音を評価するために1/3オクターブバンドレベルも測定することが必要かなと思って、この助言をさせていただきました。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。それでは、高橋委員から提案された助言について、審議会からの助言事項とすることよろしいでしょうか。

（なし）

○柳会長 特に御発言がないようですので、審議会からの助言事項といたします。事業者に伝えて、次回の審議会で、事業者の回答の報告をお願いいたします。

それでは、受理報告については以上で終わりたいと思います。そのほかに何かございますでしょうか。

(なし)

○柳会長 特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退室)

(午前10時28分 閉会)